

**子どもたちの確かな学力定着のために  
専門知識と経験を活かしてみませんか？**

**足立区  
小学校そだち指導員**

**令和8年度 採用候補者名簿登載のご案内**

**足立区教育委員会**

## 小学校そだち指導員(非常勤職員)採用候補者名簿登載のご案内

足立区教育委員会では、国語・算数の学習指導において、原則として小学2年生から5年生を対象に別教室で個別に応じた指導を行い、児童個々のつまずきの早期解消と学習意欲の向上に取り組む小学校「そだち指導員」の採用候補者名簿（以下「名簿」という。）登載者について、次のとおり募集します。

### 1 応募資格

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項に該当しない方で、以下に該当する方

- ・小学校の教員の有効な免許状を有し、そだち指導員に必要な見識を有している者（小学校通常学級の担任経験を有する者等）

### 2 応募から名簿登載まで

#### （1）応募方法等

所定の申込書及び作文を記入し、提出してください。

##### ア オンライン申請による応募

足立区オンライン申請システムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、提出期限までに申請して下さい。その際は、区ホームページより申込書をダウンロードしていただき、作文とともに、申請時に添付願います。

##### イ 窓口・郵送による応募

提出書類を窓口までお持ちいただき、以下の「提出先」まで簡易書留で郵送してください。

<区ホームページ>

URL : <http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

「ホーム>メニュー>区政情報>人材募集>会計年度任用職員募集情報>【令和8年4月1日付採用】学力定着推進課「そだち指導員（名簿登載者）」の募集」より提出書類をご確認いただけます。

<注意事項>

- ※ 記入方法はパソコン入力・手書きのどちらでも可。
- ※ 日中に確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。

- ※ 郵送の場合は必ず簡易書留で送ってください。
- ※ 提出書類は返却しません。

#### (2) 提出先

〒120-8510 足立区中央本町一丁目 17 番 1 号

足立区教育委員会事務局 教育指導部学力定着推進課 事業担当（区役所南館 6 階）  
「小学校そだち指導員 募集担当」

※ 持参する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除き、午前 9 時から午後 5 時までに持参のこと。

#### (3) 提出期限

令和 8 年 2 月 17 日（火曜日）午後 5 時まで

※ 午後 5 時までに到着しない場合は、選考対象外とします。

#### (4) 名簿登載

**応募受付** ⇒ **書類審査** ⇒ **名簿登載** ⇒ **名簿登載結果通知送付**

書類審査の結果、合格者を名簿に登載し、名簿登載結果通知を送付します。名簿登載期間は、登載日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、登載期間内に採用に至らない場合は失効します。

#### (5) 名簿削除

以下に該当する場合は、名簿から削除します。

- ① 心身の故障等により、そだち指導員としての適性を欠く場合
- ② 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ③ 名簿登載期間が終了した場合
- ④ 本人が辞退した場合

### 3 名簿登載から採用まで

#### (1) 名簿登載から採用までの流れ

学校長が名簿から候補者を選定し、面接を行い、採用が内定します。

**名簿登載** ⇒ **学校長面接** ⇒ **採用**  
⇒ **不採用** ⇒ **名簿登載継続**

名簿に登載されても、学校長面接の連絡等がなく、また面接の結果、採用に至らない場合があります。（名簿登載は継続）

## （2）採用が内定した場合の関係書類の提出

学校長面接により採用が内定した場合は、以下の書類を提出していただきます。  
なお、提出書類は返却いたしません。

### ＜採用内定後の提出書類＞

- ① 有効な教員免許状（写し）  
※ 免許状更新講習を修了した方は、「更新講習修了確認証明書」の写し
- ② 最終学校の卒業証明書（原本または写し）
- ③ 健康診断書（原本または写し）※ 任用前1年以内のもの
- ④ 住民票（本籍・続柄省略）※ 任用前3ヶ月以内のもの
- ⑤ 個人番号がわかるもの（写し）※ 個人番号カード等

その他、採用に関わる必要書類が学校から配布されます。

## （3）名簿登載後の連絡等

以下の場合は、速やかに届け出てください。※ 電話可

- ① 名簿登載を辞退する場合
- ② 住所、電話番号等を変更した場合

## 4 勤務内容

- ① 国語や算数の学習内容の理解につまずきがある児童の個別学習指導
- ② 学習支援の対象は、小学2年生から5年生（小学3・4年生が中心）
- ③ 児童の観察及び指導内容の教材作成
- ④ 校内委員会への参加
- ⑤ その他教育委員会が必要と認めた事項

## 5 勤務条件等

|     |              |  |
|-----|--------------|--|
| (1) | 任用期間         | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで<br>※ 勤務実績が良好な場合、再度の任用あり。   |
| (2) | 報酬額          | 月額152,844円（令和8年2月現在）<br>※ 採用されるまでに条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによる。                         |
| (3) | 通勤手当         | 支給あり（上限あり）   |
| (4) | 期末・勤勉手当      | 勤務実績により支給あり  |
| (5) | 勤務日数<br>勤務時間 | 年間140日（週3日程度 勤務日は学校により異なります）<br>一日6時間（8:30～15:30 1時間の休憩含む）<br>ただし、勤務時間の割振りは、学校により異なる場合があります。 |
| (6) | 勤務場所         | 足立区教育委員会が指定する足立区立の小学校（選択不可）  |
| (7) | 休暇等          | 年次有給休暇、慶弔休暇等あり   |
| (8) | 社会保険等        | なし   |
| (9) | その他          | 退職金制度・昇給制度なし   |

※ この事業は、令和8年度予算案の成立を前提としています。

## 6 問合せ先

〒120-8510 足立区中央本町一丁目 17 番 1 号

足立区教育委員会事務局 教育指導部学力定着推進課 事業担当 (区役所南館 6 階)

電話 03 (3880) 5964 (直通)